

石油貯蔵施設立地対策等交付金

制度の概要

この交付金は、石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため、石油貯蔵施設が新增設される、あるいは既に設置されている周辺地域における住民の福祉の向上を図るため、石油貯蔵施設の設置に伴って整備することが必要と認められる公用施設の整備を目的とするものです。

交付限度額は、当該市町村に存する石油貯蔵施設（新增設にあっては、一基当たり石油6万㎘以上、LPG3万t以上、既設にあっては、一市町村当たり石油、LPG合計量10万㎘以上）の貯蔵量に応じ、交付規則に定められた単価と係数を乗じた額となっています。

(1) 交付対象施設

- ①道路 ②港湾 ③漁港 ④都市公園 ⑤水道 ⑥スポーツ又はレクリエーションに関する施設 ⑦通信施設 ⑧環境衛生施設 ⑨教育文化施設 ⑩医療施設 ⑪社会福祉施設 ⑫国土保全施設 ⑬消防に関する施設 ⑭農林水産業に係る共同利用施設 ⑮商工業その他の産業（農林水産業を除く）に係る共同利用施設

(2) 交付対象団体

県	立地市町	周辺市町村	
		いわき市	田村市（旧滝根町）、鮫川村、平田村、古殿町、小野町、広野町、楢葉町、川内村
福島県	広野町	いわき市、楢葉町	

(3) 平成24年度交付実績

1. 石油貯蔵施設の貯蔵量（交付金算定の基礎）

- (1) 既設に係る貯蔵量のうち規則第4条第2項によるもの（24.3.31現在）

いわき市立地分 1,732,289.55㎘

広野町立地分 449,496.00㎘

2. 交付金交付限度額

- (1) 既設（規則第4条第2項）

いわき市立地分 85,140千円 $((173\text{万}kl \times 0.330) + 28.05\text{百万円} = 85,140\text{千円})$

広野町立地分 33,330千円 $((44\text{万}kl \times 0.495) + 11.55\text{百万円} = 33,330\text{千円})$

3. 交付実績（本県分のみ）

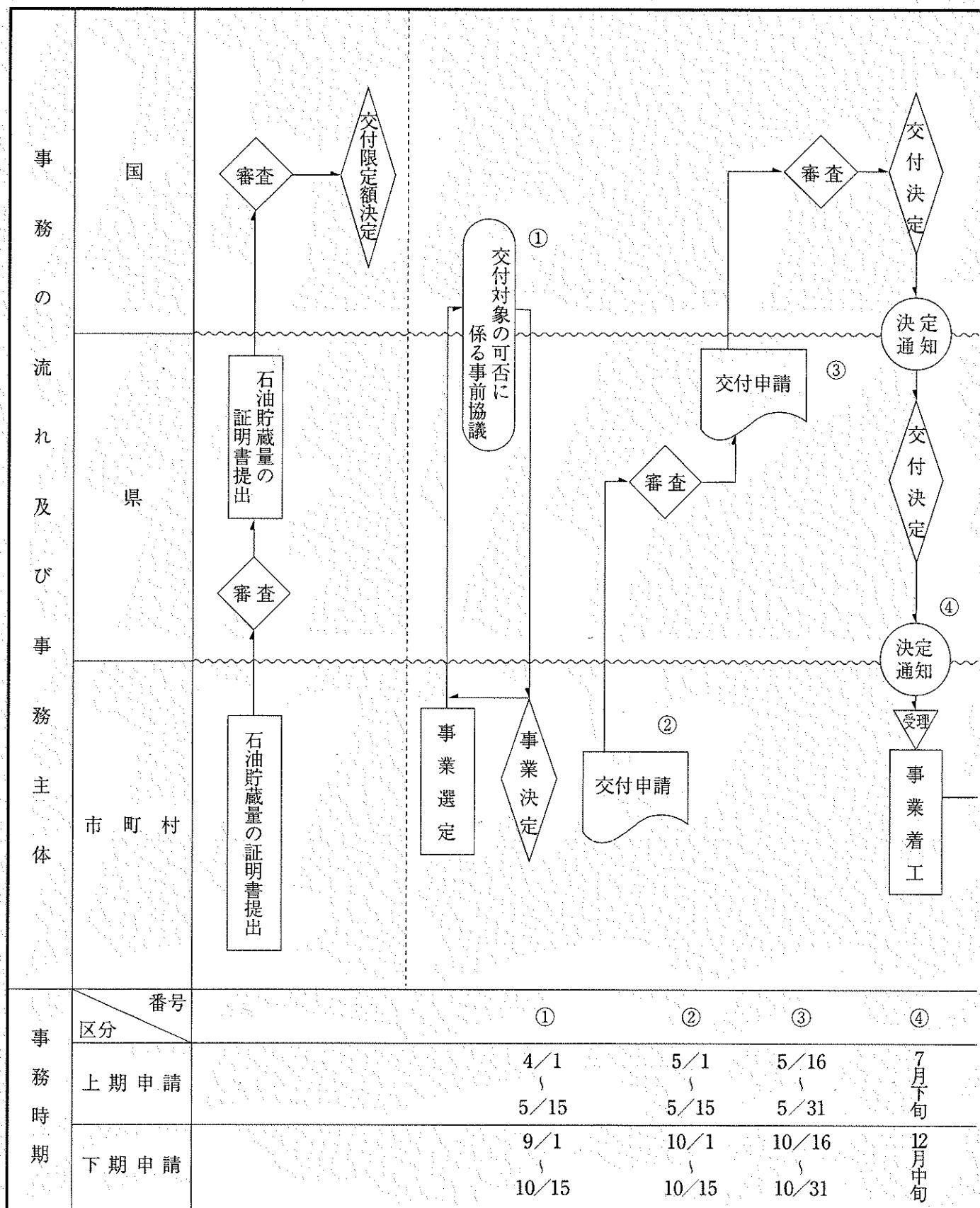
- (1) 既設（規則第4条第2項） 116,105千円

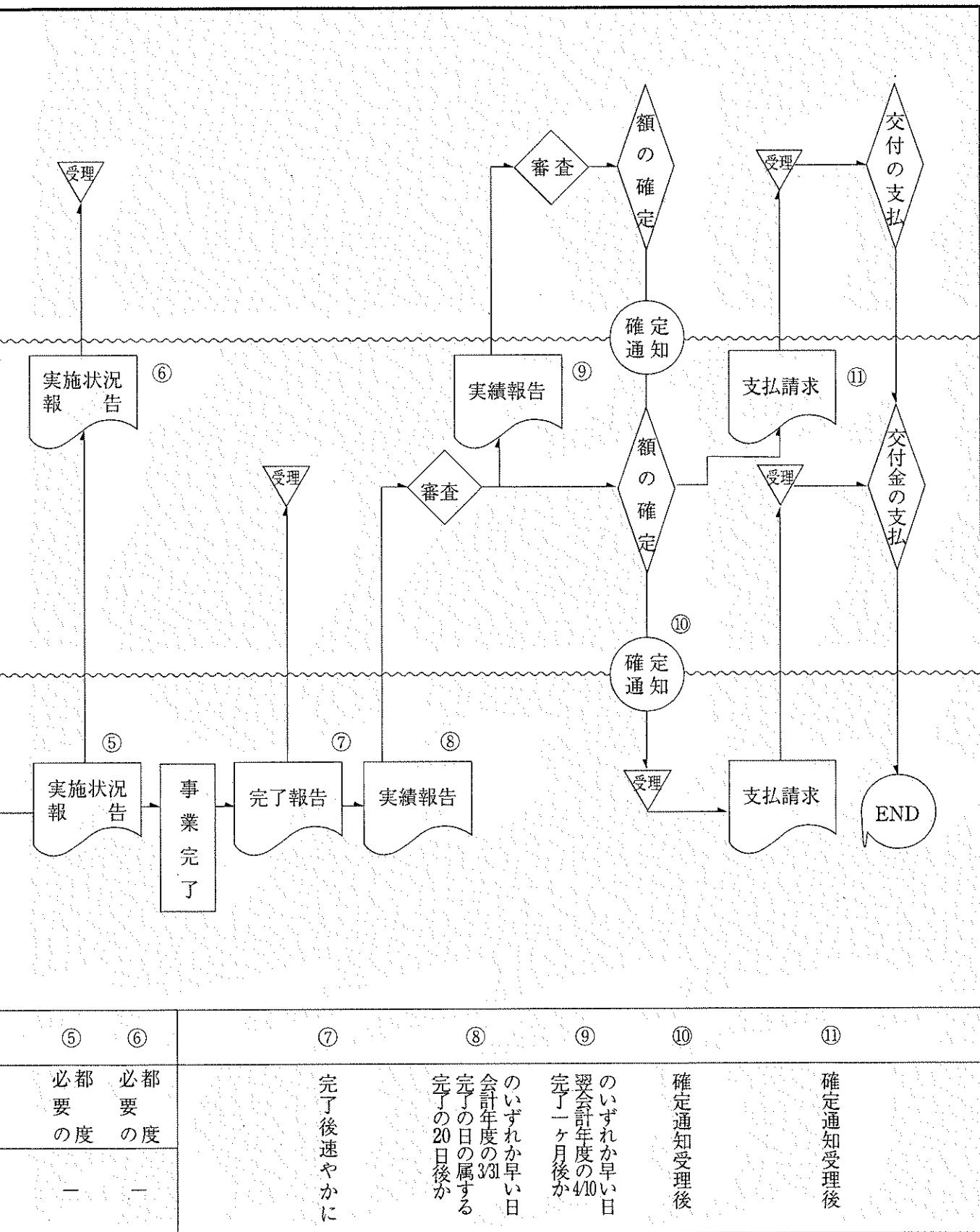
I 石油貯蔵施設立地対策等交付金交付実績

(単位：千円)

年 度 市町村等		S53～H19	20	21	22	23	24	合 計
立 地	いわき市	1,594,454	59,374	59,599	59,599	59,832	59,599	1,892,457
	広野町	33,334	23,332	23,332	23,332	23,332	23,332	149,994
	小 計	1,627,788	82,706	82,931	82,931	83,164	82,931	2,042,451
周	いわき市	0	4,999	4,999	4,999	4,999	4,999	24,995
	田村市 (旧滝根町)	42,768	2,885	2,897	2,897	2,908	2,897	57,252
	鮫川村	42,768	2,885	2,897	2,897	2,908	2,897	57,252
辺	平田村	42,769	2,885	2,897	2,897	2,908	2,897	57,253
	古殿町	42,769	2,885	2,897	2,897	2,908	2,897	57,253
	小野町	42,768	2,885	2,897	2,897	2,908	2,897	57,252
近	川内村	42,758	2,885	2,897	2,897	2,908	2,897	57,242
	広野町	34,772	2,885	2,897	2,897	2,908	2,897	49,256
	楢葉町	52,768	7,690	7,896	7,613	7,907	7,896	91,770
	小 計	344,140	32,884	33,174	32,891	33,262	33,174	509,525
	市町村計	1,971,928	115,590	116,105	115,822	116,426	116,105	2,551,976
	県事業	497,612	0	0	0	0	0	497,612
	事業計	2,469,540	115,590	116,105	115,822	116,426	116,105	3,049,588
	事務交付金	5,830	48	9	52	29	39	6,007
	合 計	2,475,370	115,638	116,114	115,874	116,455	116,144	3,055,595

II 石油貯蔵施設立地対策等交付金事務フロー





石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則

制 定	昭和五十三年 九月二十八日	通商産業省告示第四百三十四号
一部改正	昭和五十四年 四月二十五日	通商産業省告示第 百六十六号
一部改正	昭和五十五年 五月 八日	通商産業省告示第 一百九十号
一部改正	昭和五十五年十二月 十五日	通商産業省告示第五百八十三号
一部改正	昭和五十六年 三月二十六日	通商産業省告示第 一百四十号
一部改正	昭和五十六年 五月 六日	通商産業省告示第 一百七十九号
一部改正	昭和五十七年 五月 八日	通商産業省告示第 一百六十九号
一部改正	昭和五十八年 五月 十四日	通商産業省告示第 一百七十二号
一部改正	昭和五十九年 五月 十四日	通商産業省告示第二百二十九号
一部改正	昭和六十一年 五月 十一日	通商産業省告示第 一百八十六号
一部改正	昭和六十一年 四月二十六日	通商産業省告示第 一百五十四号
一部改正	昭和六十二年 五月 十六日	通商産業省告示第 二百一号
一部改正	平成 六年 二月 七日	通商産業省告示第 六十号
一部改正	平成 九年 五月 八日	通商産業省告示第二百七十九号
一部改正	平成 十二年十二月二十八日	通商産業省告示第九百五十九号
一部改正	平成 十四年 四月 二日	経済産業省告示第 一百六十九号
一部改正	平成 十六年 一月 三十日	経済産業省告示第 二十四号
一部改正	平成 十六年 八月 三十日	経済産業省告示第二百八十三号
一部改正	平成 十九年 三月三十一日	経済産業省告示第 一百十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則を次のように定めたので告示する。

（通則）

第一条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号。以下「令」という。）第五十条第二項に定める交付金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）によるほか、この規則に定めるところによる。

（交付金の目的）

第二条 この交付金は、石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るために必要があると認められる公共用の施設で、石油貯蔵施設の設置に伴って整備することが必要と認められるものの整備を図り、もって石油貯蔵施設の設置の円滑化に資することを目的とする。

（定義）

第三条 この規則において、「石油」とは、原油、揮発油、ジェット燃料油、燈油、軽油、重油及び液化石

- 油ガス（炭素数三又は四の炭化水素を主成分とする石油ガスを液化したもの）をいう。
- 2 この規則において「石油精製業者等」とは、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第五条第一項に定める石油精製業者等及び石油の貯蔵の業務を専ら当該石油精製業者等の委託を受けて行う法人、同法第十条第一項に定める石油ガス輸入業者及び液化石油ガスの貯蔵の業務を専ら当該石油ガス輸入業者の委託を受けて行う法人並びに経済産業大臣及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構をいう。
- 3 この規則において「石油貯蔵施設」とは、石油精製業者等が新設、増設又は保有する石油の貯蔵施設をいう。
- 4 この規則において「市町村の合併」とは、二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。
- 5 この規則において「対象区域」とは、令第五十条第二項に規定する対象区域をいう。
- 6 この規則において「公用の施設」とは、別表上欄に掲げる交付金に応じて同表下欄に掲げる施設をいう。
- 7 この規則において「直接交付事業」とは、対象区域の全部又は一部をその区域とする都道府県が当該対象区域において行う公用の施設の整備の事業をいい、「間接交付事業」とは、対象区域において市町村その他の者が行う公用の施設の整備の事業に対し当該対象区域の全部又は一部をその区域とする都道府県が行う補助事業をいう。

（交付の対象）

第四条 経済産業大臣は、昭和五十三年四月一日以降に石油貯蔵施設の新設又は増設（昭和五十三年四月一日において現に工事が行われている石油貯蔵施設の新設又は増設を含むものとし、工業再配置促進法を廃止する法律（平成十八年法律第三十二号）による廃止前の工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）第二条第一項に定める移転促進地域にあっては、増設に限る。）に伴って行われる直接交付事業又は間接交付事業（以下「交付対象事業」という。）が適当と認められるときは、予算の範囲内において、当該石油貯蔵施設に係る対象区域の全部又は一部をその区域とする都道府県に対し、当該交付対象事業に要する経費の全部又は一部に相当する金額を交付金として交付する。

2 経済産業大臣は、第九条の規定により交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の一年前の会計年度の末日において、一市町村に現に存する石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量が十万キロリットル以上の場合において行われる交付対象事業（石油貯蔵施設の設置がその区域内において行われている市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域において行われる公用の施設の整備の事業に係るものに限る。）が適当と認められるときは、予算の範囲内において、当該石油貯蔵施設に係る対象区域（当該石油貯蔵施設の設置がその区域内において行われている市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域に限る。）の全部又は一部をその区域とする都道府県に対し、当該交付対象事業に要する経費の全部又は一部に相当する金額を交付金として交付する。

（交付金の交付限度額）

第五条 交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 前条第一項に定める交付金 一件当たり四十億円を限度として石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量に一千キロリットル当たり八百円を乗じて得た金額

二 前条第二項に定める交付金 每会計年度ごとに石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量が十万キロリットル以上の市町村当たり石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量に応じて、次の算式により算出して得た金額

石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量 (単位・キロリットル)	算 式
十万以上百万未満	$A = 0.495V + 11.55$
百万以上二百万未満	$A = 0.33V + 28.05$
二百万以上五百万未満	$A = 0.165V + 61.05$
五百万以上一千万未満	$A = 0.0385V + 124.3$
一千万以上	$A = 0.0044V + 158.4$

(備考) A = 交付金の交付限度額 (単位・百万円)
V = 石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量 (単位・万キロリットル)

(交付期間等)

第六条 第四条第一項に定める交付金は、石油貯蔵施設の設置の工事が開始される日が属する会計年度から当該石油貯蔵施設の設置の工事が終了する日が属する会計年度までの期間に行われる交付対象事業に要する経費について交付するものとする。ただし、経済産業大臣がやむを得ないと認める事由により交付対象事業が当該期間内に終了しないときは、二年を限り、当該期間を超えて交付することができる。

2 第四条第二項に定める交付金は、毎会計年度において行われる交付対象事業に要する経費について交付するものとする。

第七条 前条第一項の交付金は、できる限り、各会計年度に均等に交付するものとする。

第八条 都道府県は、原則として、第四条第一項の交付金にあっては、その四割を、同条第二項の交付金にあっては、その七割を石油貯蔵施設の設置地点が属する市町村が行う公共用の施設の整備の事業に係る間接交付事業に充てなければならない。

(交付金の交付の申請)

第九条 交付金の交付を申請しようとする都道府県は、毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日までの間に、直接交付事業及び間接交付事業ごとに、様式第一による申請書二通（正本一通及び副本一通）に様式第二による説明書を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 都道府県は、前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第十条 経済産業大臣は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により、都道府県に通知する。

2 前条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでは通常要すべ

き標準的な期間は三箇月とする。

3 第一項の交付金の交付の決定の内容には、次に掲げる費目ごとの経費の配分を含むものとする。

一 事業費

- イ 工事費
 - ロ 用地費及び補償費
 - ハ 調査設計費
- ニ 附帯雑費
- 二 基金造成費
 - イ 施設整備基金
 - ロ 維持補修基金

4 経済産業大臣は、第一項による交付の決定を行うに当たっては、前条第二項により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

5 経済産業大臣は、前条第二項のただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第十一条 経済産業大臣は、交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき、条件を付するものとする。

- 一 前条第三項の経費の配分の変更（二以上の費目に係る配分額のいずれか低い額の二十パーセント以内の範囲内で当該配分額の流用を行おうとする場合を除く。）をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。
- 二 前条第一項の決定に係る交付対象事業（以下「交付金事業」という。）の実施に関し契約をする場合においては、交付金事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き、競争入札によるべきこと。
- 三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。
- 四 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。
- 五 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに経済産業大臣に報告してその指示を受けるべきこと。

(申請の取下げ)

第十二条 交付金の交付の申請をした都道府県は、第十条第一項の規定による通知書を受領した場合において、当該通知に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付金の交付の申請を取り下げができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、交付の決定の通知のあった日から十五日以内に、様式第三による届出書二通（正本一通及び副本一通）を経済産業大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第十三条 第十条第一項の決定を受けた都道府県（以下「交付対象都道府県」という。）は、経済産業大臣が特に必要と認めて要求したときは、様式第四による報告書二通（正本一通及び副本一通）を経済産業大

臣が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告及び評価報告)

第十四条 交付対象都道府県は、交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日から一月を経過した日又は当該交付金事業の完了の日が属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日（交付金事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の四月二十日）までに、様式第五による実績報告書二通（正本一通及び副本一通）を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 交付対象都道府県は、前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 交付対象都道府県は、第一項の実績報告書のほか、交付金事業が完了した日付又は交付金事業の廃止の承認があった日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第五の二による評価報告書二通（正本一通及び副本一通）を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4 経済産業大臣は、前項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(交付金の額の確定)

第十五条 経済産業大臣は、交付金事業の完了又は廃止に係る前条第一項の実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき交付金の額を確定して、交付対象都道府県に通知するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定により交付金の額を確定したときは、次の各号に掲げる当該交付金に関する事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- 一 交付金事業の名称
- 二 交付金事業の実施場所
- 三 交付金事業の概要
- 四 交付金事業に要した費用及び交付金の額

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第十六条 交付対象都道府県は、交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第六による報告書二通（正本一通及び副本一通）をすみやかに経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還期限は、当該命令がなされた日から二十日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利十・九五%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し)

第十七条 経済産業大臣は、次の各号の一に該当するときは、第十条第一項の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 交付対象都道府県が第十二条の規定により付された条件に違反した場合

- 二 交付対象都道府県が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合
- 三 交付対象都道府県が第十三条、第十四条又は次条の規定に違反した場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、交付対象都道府県が交付金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく経済産業大臣の処分に違反した場合
- 五 交付金事業に係る石油貯蔵施設の設置の工事が中止又は廃止された場合

(財産処分の制限)

第十八条 交付金対象都道府県は、交付金事業により取得し又は効用を増加させた財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金事業の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 交付対象都道府県は、交付金事業により取得し又は効用を増加させた不動産、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格が単価五十万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、様式第七による申請書二通（正本一通及び副本一通）を経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、経済産業大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

(交付金の支払)

第十九条 交付金は、第十五条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。

- 2 交付対象都道府県は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第八による請求書二通（正本一通及び副本一通）を経済産業大臣に提出しなければならない。

(交付金事業の経理)

第二十条 交付対象都道府県は、交付金事業の経理について、交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業の完了した日が属する会計年度の終了後五年間保存しておかなければならない。

(交付金調書)

第二十一条 交付対象都道府県は、当該交付金事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第九による調書を作成しておかなければならない。

(市町村の合併があった場合の特例)

第二十二条 対象区域をその一部に含む市町村の合併が行われた場合には、経済産業大臣が都道府県に交付すべき交付金の限度額は、第五条の規定にかかわらず、当該市町村の合併が行われた日の属する年度の翌年度以降十年度の各年度に限り、なお当該市町村の合併前の区域（以下「旧市町村」という。）をもって存続した場合に算定される額とする。ただし、市町村の合併後に当該区域内において石油貯蔵施設の新設又は増設の工事が開始された場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 当該市町村の合併前までに新設又は増設の工事が開始された石油貯蔵施設に係る交付金 なお旧市町村をもって存続した場合に算定される額
- 二 当該市町村の合併後に新設又は増設の工事が開始された石油貯蔵施設に係る第四条第一項の交付金合併後の市町村（以下「新市町村」という。）をもって算定される額
- 三 当該市町村の合併後に新設又は増設の工事が開始された石油貯蔵施設に係る第四条第二項の交付金新市町村における石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量に応じて第五条第二号に掲げる算式により算出して

得た金額から新市町村において市町村の合併前までに新設又は増設の工事が開始された石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量に応じて同号に掲げる算式により算出して得た金額を控除した額

2 前項の場合（前項第二号及び第三号に掲げる場合を除く。）における第三条及び第八条の規定の適用について、第三条第五項中「令第五十条第二項に規定する対象区域」とあるのは、「石油貯蔵施設の設置がその区域内において行われており、又は行われることが確実であると認められる合併前の市町村の区域及びこれに隣接する合併前の市町村の区域（第四条第一項の交付金において、石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため特に必要があると認められるときは、これらの合併前の市町村の区域及び当該隣接する合併前の市町村の区域に隣接する合併前の市町村の区域）又はこれらの区域をその一部に含む合併後の市町村の区域」と、第八条中「市町村が行う」とあるのは、「当該市町村の合併前の区域において行われる」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十三年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、昭和五十四年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、昭和五十五年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第五条第三号の規定は、昭和五十五年十二月二十一日以降におけるタンカー備蓄に係る交付金の交付限度額の算出から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十六年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十七年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十八年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十九年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和六十年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和六十一年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和六十二年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成五年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成九年度分の予算に係る交付金から適用する。

改正文 抄

平成十三年一月六日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成十四年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この規則は、平成十六年二月二十九日から施行し、平成十六年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成十六年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則による改正前の石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則の規定により交付した交付金に係る手続は、なお従前の例による。

別表（第三条関係）

<p>第四条第一項及び第二項に定める交付金公共用の施設 一 第四条第一項及び第二項に定める交付金</p>	<p>(一) 道路 (二) 港湾 (三) 漁港 (四) 都市公園 (五) 水道 (六) スポーツ又はレクリエーションに関する施設 (七) 通信施設 (八) 環境衛生施設 (九) 教育文化施設 (十〇) 医療施設 (十一) 社会福祉施設 (十二) 国土保全施設 (十三) 消防に関する施設 (十四) 農林水産業に係る共同利用施設 (十五) 商工業その他の産業 (農林水産業を除く。) に係る共同利用施設</p> <p>(一) 道路 (二) 港湾 (三) 漁港 (四) 都市公園 (五) 水道 (六) スポーツ又はレクリエーションに関する施設 (七) 通信施設 (八) 環境衛生施設 (九) 教育文化施設 (十〇) 医療施設 (十一) 社会福祉施設 (十二) 国土保全施設 (十三) 消防に関する施設 (十四) 農林水産業に係る共同利用施設 (十五) 商工業その他の産業 (農林水産業を除く。) に係る共同利用施設</p>
<p>(備考)</p> <p>一 国がその経費の一部を負担し又は補助する事業は除く。ただし、当該事業の経費に対する国の負担又は補助の割合が法令により定められているもの（一定割合「以内」の割合で負担又は補助することになっているものを含む。）以外のものについては、石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため特に必要があると認められる場合に限り、交付対象とすることができる。</p> <p>二 閣議決定に係る公共事業関係長期計画に係る公共用の施設にあっては、それぞれの施設の整備を所管する省庁の施設整備の方針と十分調整されたものであること。</p>	

福島県石油貯蔵施設立地対策等交付金交付要綱

最終改正 平成23年4月28日

(趣旨)

第1条 県は、石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るために必要があると認められる公用の施設で、石油貯蔵施設の設置に伴って整備することが必要と認められるものの整備を図り、もって石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため、市町村等に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で石油貯蔵施設立地対策等交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則（昭和53年9月28日付通商産業省告示第434号。以下「交付規則」という。）及び規則において使用する用語の例による。

(交付の対象及び交付額)

第3条 交付金は市町村及びその他の者（以下「市町村等」という。）が石油貯蔵施設の新設又は、増設等に伴って公用の施設の整備の事業（以下「交付対象事業」という。）を行う場合に当該交付対象事業に要する経費の全部又は一部について、市町村等に対して交付するものとし、その額は、交付対象事業ごとに、国から交付される交付金の額の範囲内において知事が定める額とする。

(交付金の交付の申請)

第4条 規則第4条第1項の規定による申請は、様式第1による申請書3通（正本1通及び副本2通）に様式第2による説明書を添えて行うものとし、その提出期限は、5月1日から5月15日まで又は10月1日から10月15日までとする。

2 規則第4条第2項第1号に規定する収支予算書は、添付を要しないものとする。

3 市町村等は、前項の交付金の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付金の交付の決定)

第5条 規則第5条第1項に規定する交付金の交付の決定の内容には、次に掲げる費目ごとの経費の配分を含むものとする。

(1) 事業費

- ア 工事費
 - イ 用地費及び補償費
 - ウ 調査設計費
 - エ 付帯雑費
- (2) 基金造成費

- ア 施設整備基金
 - イ 維持補修基金
- 2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第3項により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第3項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付金の交付の条件)

- 第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、別表のとおりとする。
- 2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、前条の決定に係る交付対象事業（以下「交付金事業」という。）の実施に関し契約をする場合において、交付金事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き競争入札によるべきこととする。

(変更等の承認申請)

- 第7条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとするときには、様式第3による交付金事業変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出するものとする。

(申請の取下げ)

- 第8条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、規則第7条の規定による通知のあった日から10日以内に様式第4による申請取下げ届出書を知事に提出して行うものとする。

(交付金の概算払)

- 第9条 知事は、必要があると認めるときは、概算払いの方法により交付金の交付をすることができる。
- (状況報告)

- 第10条 市町村等は、知事が特に必要と認めて要求したときは、交付金事業の実施状況に關し様式第5による状況報告書を、知事が要求する期日までに提出するものとする。

(事業完了の報告)

- 第11条 市町村等は、当該事業が完了したときは、すみやかに様式第6による事業報告書を知事に提出するものとする。

(実績報告及び評価報告)

- 第12条 規則第13条に規定する実績報告は、様式第7による実績報告書3通（正本1通、副本2通）を交付金事業が完了した日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して20日を経過した日又は当該交付金事業の完了日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出して行うものとする。

- 2 市町村等は、前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

- 3 市町村等は、第1項の実績報告書のほか、交付金事業が完了した日又は交付金事業の廃止の承認があつた日から70日を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第7の2による評価報告書3通（正本1通及び副本2通）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めてそ

の期日を繰り下げるときは、この限りでない。

- 4 知事は、前項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。
(交付金の額の確定)

第13条 規則第14条の規定による交付金事業の成果確認のための調査は別に定めるところにより行うものとする。

- 2 知事は、前項の調査を行ったときは、様式第8による交付金事業成果確認書を作成しその結果を明らかにしておくものとする。
- 3 第1項の規定による調査の結果、交付金事業の成果が交付金の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたとき、交付すべき交付金の額について様式第9による交付金の額の確定調書により確定し、当該交付金事業者に通知するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により交付金の額を確定したときは、次の各号に掲げる当該交付金に関する事項をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

- (1) 交付金事業の名称
- (2) 交付金事業の実施場所
- (3) 交付金事業の概要
- (4) 交付金事業に要した費用及び交付金の額

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第14条 交付対象市町村等は、交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による報告書3通（正本1通、副本2通）をすみやかに知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 知事は、規則第16条第1項の規定によるほか次の各号の1に該当するときは、規則第5条第1項の決定の全部又は一部を取消すことができる。

- 1 市町村等が第10条、第11条、第12条又は次条及び規則第18条の規定に違反した場合
- 2 交付金事業に係る石油貯蔵施設の設置の工事が中止又は廃止された場合
(財産処分の制限)

第16条 市町村等は、交付金事業により取得し又は効用を増加させた財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金事業の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 規則第18条第1項に規定する知事の承認を受けようとするときは、様式第11による申請書を提出するものとする。
- 3 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格が単価50万円未満のものを除く。）とする。

(交付金の交付の請求)

第17条 交付金の交付決定の通知を受けた市町村等が第9条の規定により交付金の概算払いの交付を受けよ

うとするとき、又は交付金事業が完了し、第12条の規定により実績報告書を提出し、交付金の支払を受けようとするときは、様式第12により支払請求書を知事に提出するものとする。

(交付金事業の経理)

第18条 市町村等は、交付金事業の経理について、交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(交付金調書)

第19条 市町村等は、当該交付金事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第13による交付金調書を作成しておくものとする。

(東日本大震災による災害対応)

第20条 東日本大震災に関する災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村は、当該市町村の区域における復旧及び復興を目的とする生活環境の整備を図るための事業（以下「復旧・復興事業」という）を実施する場合は、第1条の規定にかかわらず次の各号に掲げる場合に応じて、それぞれに定める措置を講ずることができる。

- 一 当該市町村の庁舎等の損壊その他の事情により当該市町村の行政機能が損なわれている場合
復旧・復興事業を実施するために必要となる経費について交付金の交付申請をすること
- 二 一以外の場合
復旧・復興事業を実施するために必要となる経費（当該市町村の庁舎等の建設又は維持補修に係るものを除く）について交付金の交付申請をすること

附 則

- 1 この要綱は昭和53年10月11日から施行し、昭和53年度分の交付金から適用する。
- 2 昭和53年度分の交付金に係る第4条に規定する提出期間は、同上の規定にかかわらず昭和53年10月11日から10月25日までとする。

附 則

- 1 この要綱は昭和60年9月20日から施行し、昭和60年度分の交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成6年4月1日から施行し、平成6年度分の交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成19年7月2日から施行し、平成19年度分の交付金から適用する。
- 2 平成23年度分の交付金に係る第4条に規定する提出期間は、同条の規定にかかわらず平成23年5月1日から7月31日までとする。

別表（第6条関係）

経費の配分の軽微な変更	内 容 の 軽 微 な 変 更
2以上上の費目に係る配分額の いずれか低い額の20%以内の範 囲内で当該配分額の流用を行う 変更	次の各号に掲げるもの以外で、交付金の額に変更を生じないもの 1 工事施工箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの 2 構造及び工法の変更で工事の重要な部分に関するもの並びに規 模の変更で当初設計に基づく工事の程度を著しく変更するもの 3 機械及び備品の仕様の変更で重要な部分に関するもの 4 工事区分ごとの内容、数量、金額を大きく変更するもの